

国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受資格の申請について

国産飼料用米の円滑かつ継続的な利用を推進するため、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第30条の規定に基づき、国産飼料用米の利用に取り組む者に対して、飼料原料用として政府所有外国産米穀を特別に販売することとし、国産飼料用米の利用促進のための政府所有外国産米穀の特別販売要領（平成21年5月1日付け21総食第135号総合食料局長通知。以下「特別販売要領」という。）において買受資格者の要件を定め、買受資格審査の申請の定期受付を会計年度ごとに行ってています。

買受資格の審査を希望される方は、下記事項を御了知の上、申請を行ってください。

* 定期受付のほか、随時受付も行っています。

記

1 売渡しの対象となる米穀

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が、政府所有外国産米穀の中から、需給事情、輸入年度等を考慮して、国産飼料用米使用者向け飼料原料用外国産米穀（以下「飼料用外国産米穀」という。）を定め、販売します。

2 販売用途

飼料用外国産米穀の用途は、「飼料用」に限定しています。

3 買受資格者の要件

飼料用外国産米穀の買受資格者は、(1)の条件の全てに該当し、かつ、(2)の承諾事項のすべてを承諾した者とします。

(1) 条件

ア 国産米の飼料用への使用実績がある者又は国産飼料用米の買受契約を締結している者であって、その数量の確認が可能な者（以下「買受構成員」という。）が複数により構成される団体であり、かつ、国産飼料用米の使用推進を行う団体であること。

イ 買受構成員の国産米の飼料用としての使用量の合計が500トン以上（特別販売要領第4の年間販売限度数量が1,000トン以上）となる団体であること。

ウ 資力信用状況その他の事情を勘案し、契約の履行が確実であると認められる団体であること。

エ 団体又は買受構成員（法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用者を使用する者（以下「役員等」という。）を含む。）が米穀の流通に関する法令^{*1}の規定に

*1 「米穀の流通に関する法令」とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米

より罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していること。

オ 団体及び買受構成員について、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条各号のいずれか及び予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

カ 団体及び買受構成員について、米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から政府所有米麦の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から 2 年を経過していること。

キ 団体又は買受構成員の役員等（代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（2）承諾事項

ア 飼料用外国産米穀の引渡しについて、当該米穀の保管場所における在姿による引渡しを承諾した団体（買受構成員を含む。）であること。

イ 特別販売要領第2の2の(4)の確認に関し関係帳簿書類の確認等を受けることを承諾し協力する団体（買受構成員を含む。）であること。

ウ 飼料用外国産米穀を買い受けてから使用し終えるまでの当該米穀の移動を確認できる書類等を整備し、当該書類等を使用後 2 年間保存することを承諾した団体（買受構成員を含む。）であること。

エ 商号又は名称及び代表者氏名並びに売買契約に基づく販売数量が公表されることを承諾した団体（買受構成員を含む。）であること。

オ 飼料用外国産米穀の不適正流通の事実が確認された場合は、国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受資格が取り消され、違約金の納付、商号又は名称、代表者氏名及び住所並びに不適正流通の内容が公表されることを承諾した団体（買受構成員を含む。）であること。

4 資格審査の申請

（1）申請の方法及び受付期間

資格審査の申請は、5に掲げる申請に必要な書類を、(3)に掲げる受付場所に、定期受付の場合は、毎年1月10日から2月10日（ただし、1月10日又は2月10日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に該当する場合は、その直前の開庁日とする。）までに、随意受付の場合は隨時、持参、郵送又は電子メール

穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）及び飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）並びにこれらの法律に基づく命令としています。

により受け付けます。

ア 持参による場合

申請に必要な書類は、土日祝日を除く10時から17時まで（12時から13時までを除く。）の間に持参してください。

イ 郵送による場合

申請に必要な書類は、特定記録等、配達記録が確実に残る方法により送付してください（受付時間内必着）。

なお、封書の表面に、朱書きで「特別販売買受資格審査申請書在中」と記載してください。

ウ 電子メールによる場合

申請に必要な書類は、安易に書き込みが出来ない電子媒体（P D Fなど）に変換し、可能な限り一つのファイルとした上で、電子メールを送信してください。

なお、件名に「特別販売買受資格審査申請について（申請者の称号・名称を記入）」と記載してください。

（2）申請書の入手方法

申請書は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課において交付します。

また、農林水産省のホームページ（以下のURL）から申請書を出力することも可能です。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/hanbai_siryou/index.html

（3）受付場所

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省

農産局農産政策部貿易業務課 契約第1班 宛

電話：03-6744-1353（直通）

メールアドレス：shikakushinsatou@maff.go.jp

5 資格審査の申請に必要な書類

申請に当たっては、次に掲げる書類を提出してください。

（1）国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀の買受資格申請書【様式1】

（2）履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（写し可）

（3）財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）

（4）納税証明書（写し可）

未納税額のないことを証明する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その3の2）（個人の場合）又は別紙第9号様式（その3の3）（法人の場合））

（5）買受構成員ごとに国産米の飼料用への使用実績数量又は国産飼料用米の買受契約数量を確認できる書類（売買契約書又はこれに類する書類）

- (6) 買受構成員の事業規模を確認できる書類（飼料給餌量や飼養頭（羽）数等）
- (7) 承諾及び誓約書（買受構成員を含む。）【様式2】
- (8) 申請者が飼料用外国産米穀の加工を委託する場合は、飼料用外国産米穀の加工を委託された者（以下「加工受託者」という。）の名称及び住所を記載した書類並びに当該加工受託者の事業実態を確認できる書類。ただし、加工受託者が政府所有米穀（配合飼料用）の買受資格を有する場合は、当該加工受託者の事業実態を確認できる書類の提出を省略できるものとする。
- (9) 買受資格審査申請書チェックリスト（飼料用特別販売）及び別紙様式1
申請者が任意団体であって（2）及び（4）の書類の提出ができないときは、これに代えて、団体代表者の身分を証明できる書類（住民票等）、団体の定款又はこれに類する書類及び役員名簿を提出してください。

6 現地確認

資格審査に当たって、申請者又はその買受構成員について、その所在地を管轄する地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の職員が現地確認を行います。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果（買受資格の有無）は、資格確認通知書（資格が認められた場合）又は通知書（資格が認められなかった場合）により、書面にて申請者に通知します。

8 買受資格者等名簿の公表

- (1) 有資格者と認められた場合には、有資格者及びその買受構成員の名簿（以下「買受資格者等名簿」という。）に商号又は名称、代表者氏名及び住所の情報が登載されます。
- (2) 買受資格者等名簿は、農林水産省ホームページに掲載されるとともに、地方農政局等及び受託事業体に通知します。当該名簿は、農林水産省農産政策部貿易業務課及び地方農政局等に据え置かれることによって公表されます。
- (3) 政府所有米穀の売買契約を締結した場合は、買受構成員ごとの契約数量等が農林水産省ホームページに公表されます。

9 資格の有効期間

買受資格の有効期間は、定期受付により買受資格者と認めた者にあっては、買受資格確認通知書を通知した日から当該通知日の属する年度末、随時受付により買受資格者として認めた者にあっては、買受け資格確認通知書を通知した日から当該通知した日の属する期の定期受付資格者の有効期間の末日までとします。

10 帳簿等の整備及び報告

有資格者は、その買受構成員の飼料用外国産米穀の受払状況を国産飼料用米使用者向け飼料用外国産米穀受払状況報告【様式17】により毎月取りまとめの上、その翌月20日までに農

産局長への報告が必要になります。

11 買受資格の停止及び取消し

農産局長は、有資格者が、政府が行う米穀の売買等に関する有資格者の法令違反等に係る処分等基準（平成26年5月16日付け26生産第558号生産局長通知）に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めたときは、当該有資格者の資格の停止又は取消しを行い、この旨を通知するとともに、その事実、理由及び停止又は取消しを行った者の名称が農林水産省ホームページにおいて公表されます。

12 秘密の保持

資格の審査に従事する職員が、この審査において知り得た秘密に関する事項を外部に漏らすことはありません。

13 その他

上記の内容について質問等がある場合は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第1班にお問い合わせください。